

(別紙) ゆがみ調整のイメージ

【仮のケース】 (被告らの平成31年1月25日付け第12準備書面17頁参照)

1 第1・十分位のサンプル世帯 (いずれも単身世帯)

5 0～19歳 1世帯

20～59歳 4世帯

60歳～ 5世帯

2 前記1の世帯の生活扶助相当支出の1世帯当たり平均額 (消費実態)

0～19歳 15,000円

10 20～59歳 25,000円

60歳～ 30,000円

3 生活扶助基準額

0～19歳 10,000円

20 20～59歳 20,000円

15 60歳～ 30,000円

【ゆがみ調整の手法】

1 第1・十分位のサンプル世帯の生活扶助相当支出の1世帯当たり平均額 (①) を、
これらの世帯が全て生活保護を受給すると仮定した場合における生活扶助基準額の
20 1世帯当たり平均額 (②) で除した数値 (本件調整率) を求める。

$$\textcircled{1} \quad (15,000 \text{円} \times 1 \text{世帯} + 25,000 \text{円} \times 4 \text{世帯} + 30,000 \text{円} \times 5 \text{世帯}) \div 10 \text{世帯} \\ = 26,500 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad (10,000 \text{円} \times 1 \text{世帯} + 20,000 \text{円} \times 4 \text{世帯} + 30,000 \text{円} \times 5 \text{世帯}) \div 10 \text{世帯} \\ = 24,000 \text{円}$$

$$\textcircled{1} \div \textcircled{2} = 1.1042 \text{ (小数点第5位以下四捨五入)}$$

2 生活扶助基準額に本件調整率を乗じたもの (本件調整後の基準額) と消費実態 (特

定の年齢階級別のもの。ここでは、0～19歳の世帯における消費実態)とを比較して、指数化する。

0～19歳 0.74 (=10,000円×1.1042÷15,000円)

20～59歳 1.47 (=20,000円×1.1042÷15,000円)

5 60歳～ 2.21 (=30,000円×1.1042÷15,000円)

3 消費実態についても、特定の年齢階級別を基準とした指数化をする。

0～19歳 1.00

20～59歳 1.67 (=25,000円÷15,000円)

60歳～ 2.00 (=30,000円÷15,000円)

10 4 生活扶助基準額に、(3の指数÷2の指数)を乗ずる(円未満四捨五入)。

0～19歳 13,514円 (=10,000円×1.00÷0.74)

20～59歳 22,721円 (=20,000円×1.67÷1.47)

60歳～ 27,149円 (=30,000円×2.00÷2.21)

※ 1世帯当たり平均額はほぼ変わらない。

15 (13,514円×1世帯+22,721円×4世帯+27,149円×5世帯)÷10世帯
=24,014円

※ 消費実態(【仮のケース】2)とは一致しない。

※ 実際には、2分の1処理がされた。

20 5 生活扶助基準額に、本件調整率及び(3の指数÷2の指数)を乗ずる(円未満四捨五入)。

0～19歳 14,922円 (=10,000円×1.1042×1.00÷0.74)

20～59歳 25,089円 (=20,000円×1.1042×1.67÷1.47)

60歳～ 29,978円 (=30,000円×1.1042×2.00÷2.21)

消費実態(【仮のケース】2)とほぼ一致する。

25 以 上